



2021年 5月 27日

各 位

会 社 名 日本プリメックス株式会社  
代 表 者 代表取締役会長兼社長 中川 善司  
(JASDAQ・コード 番号 2795)  
問合せ先 取締役管理本部長 真岡 厚史  
(TEL. 03-3750-1234)

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員の異動及び定款一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月28日開催予定の第43回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行に伴う役員の移動及び定款一部変更の決議をいたしました。これに伴い監査等委員会設置会社移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社に移行に伴う役員の異動について

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしましたのでお知らせいたします。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第43回定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定であります。

(1) 監査等委員である取締役の候補者

(2021年6月28日開催予定の第43回定時株主総会に付議)

氏 名	現役職	新役職
山崎 真人	社外監査役	社外取締役 監査等委員
田中 貞雄	社外監査役	社外取締役 監査等委員
伊藤 健	(新任)	社外取締役 監査等委員

以上3名は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。

(2) 退任予定監査役

(2021年6月28日開催予定の第43回定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏 名	現役職	新役職
白石 吉昭	監査役 (常勤)	—

(3) 社外取締役以外の取締役の選任予定

社外取締役以外の取締役の選任につきましては、現職者5名(中川善司、太田明光、内田 弘、渡辺 良雄、真岡 厚史)の重任を内定致しました。

## 2. 定款の一部変更について

### (1) 定款変更の理由

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### (3) 日 程

定款一部変更のための株主総会開催日	2021年6月28日（予定）
定款一部変更の効力発生日	2021年6月28日（予定）

以 上

別紙

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示すべき項目に係る情報を、<u>法務令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第18条 当社は<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって<u>選任する。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び連結</u>計算書類に記載又は表示すべき項目に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)  <u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2.</u> 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  <u>第22条</u> 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p><u>2.</u> (条文省略)</p> <p><u>3.</u> 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又、必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  <u>第23条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)  <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)  <u>第25条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)  <u>第20条</u> 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2.</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>3.</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  <u>第21条</u> 当社は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p><u>2.</u> (現行どおり)</p> <p><u>3.</u> 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、又、必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  <u>第22条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)  <u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2.</u> 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)  <u>第24条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)  第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録)  第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)  第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)  第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)  第26条 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)  第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)  第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)  第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により定めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p align="center"><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p><u>第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p align="center">(削 除)</p> <p align="center">(削 除)</p>
<p align="center"><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p align="center"><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p align="center"><u>(補欠監査役の選任の効力)</u></p> <p><u>第33条 監査役の欠員等に備えて行なう補欠監査役選任決議は、当該決議後4回目に開催する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p align="center"><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p align="center"><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p align="center"><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の報酬等)</u>  <u>第38条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u>  <u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人 <u>(会計監査人の設置)</u> 第40条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第43条 当社は、<u>会計監査役人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 7 章 計 算 第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第33条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人 (削 除)</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第38条 当社は、<u>会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>(報酬等)</u> 第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算 第40条～第43条 (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>第43回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p>2. <u>第43回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>